

「指定天寿荘ホームヘルプサービス」
重要事項説明書別表

(令和 8年 5月 13日)

①介護保険の給付の対象となるサービス

平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。その他の時間は割増料金となります。
自己負担額は保険者が決定した負担の割合(1割、2割もしくは3割)とします。下記は1割負担の場合を掲載しております。

身体介護	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額(1割負担の場合)	割増料金
20分未満	1,630円	163円	早朝(午前6時～午前8時)
20分以上30分未満	2,440円	244円	基本料金の25%増し
30分以上1時間未満	3,870円	387円	夜間(午後6時～午後10時)
1時間以上1時間半未満	5,670円	567円	基本料金の25%増し
以降30分を増すごとに算定	820円	82円	深夜(午後10時～午前6時)
			基本料金の50%増し
生活援助	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額(1割負担の場合)	
20分以上45分未満	1,790円	179円	
45分以上	2,220円	220円	
身体介護(20分以上)に引き続き生活援助を行った場合	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額(1割負担の場合)	
生活援助が20分以上45分未満の場合	3,090円	309円	
生活援助が45分以上70分未満の場合	3,740円	374円	
生活援助が70分以上	4,390円	439円	

加 算	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
特定事業所加算Ⅱ(研修等、法律で定める基準を満たしている為、全員の方に加算されます。)	所定単位数に10%加算
初回加算(サービス提供責任者が初回訪問月に訪問又は同行訪問を行った場合に加算されます。)	200円／月
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ(厚生労働大臣が定め施行される制度で、介護業務に直接従事する職員の待遇改善を目的とした制度です。全員の方に加算されます。)	所定単位数に26.6%加算
緊急時訪問介護加算(居宅サービス計画以外に緊急に訪問した場合に加算されます。)	100円
生活機能向上連携加算Ⅰ(リハビリテーションの専門職からの助言を受けられる体制を構築し、助言を受けてサービス提供責任者が、生活向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)した場合に加算されます。)	100円／月
生活機能向上連携加算Ⅱ(リハビリテーションの専門職が、利用者宅を訪問して行う場合に加算されます。)	200円／月

②介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

身体介護	1回あたりの利用料金	生活援助	1回あたりの利用料金
20分未満	1,630円	20分以上45分未満	1,790円
20分以上30分未満	2,440円	45分以上	2,220円
30分以上1時間未満	3,870円		
1時間以上1時間半未満	5,670円		
以降30分を増すごとに算定	820円		

※ 特定事業所加算Ⅱロ、介護職員等処遇改善加算は別途加算 されます。